

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例に関する専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成30年（2018年）5月31日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

平成30年（2018年）3月31日

町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
(平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表D-1の項中「9,400」を「6,700」に改め、別表の1の表D-2の項中「10,000」を「7,200」に改め、別表の1の表D-3の項中「10,400」を「7,400」に改め、別表の1の表D-4の項中「11,600」を「8,300」に改め、別表の1の表D-5の項中「12,800」を「9,200」に改め、別表の1の表D-6の項中「14,100」を「10,100」に改め、別表備考第3項中「9,400」、「10,000」、「10,400」、「11,600」、「12,800」及び「14,100」を「6,700」、「7,200」、「7,400」、「8,300」、「9,200」及び「10,100」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正後)

別表(第3条関係)

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)
階層区分	定義	
略	略	略
略	A階層を除く世帯	略
D-1	帯で教育を受ける年度(4月から8月までにあつては、前年度。以下同じ。)の市町村民税が右の区分に該当する世帯	所得割が12,000円未満の世帯
D-2		所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯
D-3		所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯
D-4		所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯
D-5		所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯
D-6		所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯
略	略	略

2・3 略

備考

1・2 略

3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)における1の表から3の表までの規定の適用については、1の表中「6,700」、「7,200」、「7,400」、「8,300」、「9,200」及び「10,100」とあるのは「3,000」と、2の表中

「略」とあるのは「略」と、3の表中

「略」とあるのは「略」とする。

4～6 略

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正前)

別表(第3条関係)

1 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

教育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)	
階層区分	定義		
略	略	略	
略	A階層を除く世帯	略	
D-1	帯で教育を受ける年度(4月から8月までにあつては、前年度。以下同じ。)の市町村民税が右の区分に該当する世帯	所得割が12,000円未満の世帯	<u>9,400</u>
D-2		所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	<u>10,000</u>
D-3		所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	<u>10,400</u>
D-4		所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	<u>11,600</u>
D-5		所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	<u>12,800</u>
D-6		所得割が56,000円以上77,101円未満の世帯	<u>14,100</u>
略	略	略	

2・3 略

備考

1・2 略

3 ひとり親世帯等(所得割が77,101円以上の世帯を除く。)における1の表から3の表までの規定の適用については、1の表中「9,400」、「10,000」、「10,400」、「11,600」、「12,800」及び「14,100」とあるのは「3,000」と、2の表中

「略」とあるのは「略」と、3の表中

「略」とあるのは「略」とする。

4～6 略